

5 容器包装リサイクル法

- ①法の名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- ②施行日：平成12年4月（平成7年6月公布）、改正法の施行日：平成18年12月（平成18年6月公布）
（排出抑制促進措置等については平成19年4月、資金拠出制度については平成20年4月）
- ③目的：家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について排出を抑制するとともに、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルするという役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
- ④法の概要：市町村による分別収集（消費者による分別排出）および分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムが規定されています（図-II-17）。

(1) 容器包装とは

「容器」とは商品を入れるもの（袋もこれに含まれる）、「包装」は商品を包むものです。

容器包装リサイクル法では「商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」を容器包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）と定義しています。

(2) 再商品化の対象となる容器包装

対象となる「容器」は、ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器（発泡スチロール製トレイ、袋も含まれる）など、「包装」は包装紙やラップなどで家庭から排出されるものです。対象になるかどうかは、次によります。

- ①「容器」又は「包装」に該当するか
例) PETボトルのキャップ、プリンのおふた、コンビニエンスストア等で販売される弁当に用いられる透明のプラスチックフィルムは対象となります。
- ②「商品の容器及び包装」に該当するか
例) 景品、賞品を入れている容器又は包装、クリーニングの袋、宅配便の容器又は包装等は対象となりません。
- ③「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか
例) 乾燥剤を直接入れた小袋、CDのケース、カメラのケース等は対象となりません。

(3) 再商品化の対象事業者

対象事業者のことを法では特定事業者といい、再商品化の義務を負います。

(4) 排出抑制促進措置の対象事業者

以下の小売業を営む事業者を指定容器包装利用事業者といい、これらの事業者は、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための取組が義務付けられています。

- 各種商品小売業
- 織物・衣服・身の回り品小売業
- 飲食料品小売業
- 自動車部分品・附属品小売業
- 家具・じゅう器・機械器具小売業
- 医薬品・化粧品小売業
- 書籍・文房具小売業
- スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
- たばこ・喫煙具専門小売業



□指定法人への委託

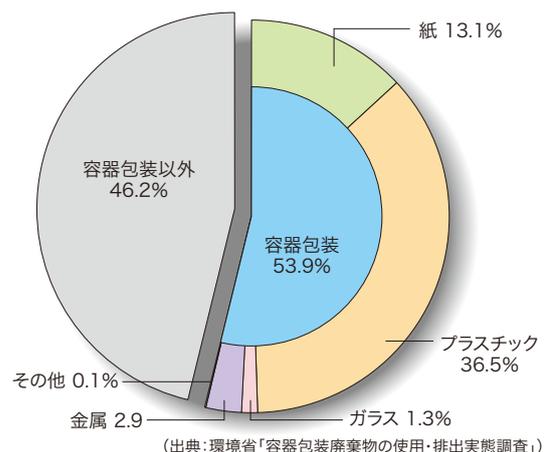
「(公財)日本容器包装リサイクル協会」は、容器包装リサイクル法における指定法人であり、特定事業者から委託を受けて、市町村が分別収集した容器包装廃棄物の再商品化を行います。特定事業者は、指定法人と再商

品化契約を締結し、当該契約に基づく債務を履行することにより、再商品化したものとみなされます。なお、市町村負担分（適用除外者の負担分等）についても、市町村から委託を受けて再商品化を行います。

●家庭ごみの50%は「容器」と「包装」

環境省の調査によると、わが国では、年間4,522万トン（平成24年度）のごみが排出されており、そのうち家庭から排出される生活系ごみは、2,949万トンと約65%を占めています。生活系ごみのうち、容器包装廃棄物は容積比で約54%もの割合を占めています。

図-II-13 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(平成24年度・容積比)



(5) 指定容器包装利用事業者の義務

①目標の設定と容器包装の使用の合理化のための取組

指定容器包装利用事業者の義務は、容器包装の使用原単位（*）の低減に関する目標を定めること（＝目標設定）と、これを達成するための取組を計画的に行うこと（＝容器包装の使用の合理化）です。

（*）容器包装を用いる量を、売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いる量と密接な関係をもつ値で除して得た値

図-II-14 容器包装の使用の合理化の例



②その他の義務

● 情報の提供

店頭において、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に資する情報を消費者に掲示すること、事業者自らの取組内容を記載した冊子等を配付すること、容器包装に容器包装廃棄物の排出の抑制の重要性についての表示を付すこと等が求められます。

● 体制の整備等

責任者の設置等を行うとともに、従業員に対し研修を行うこと等が求められます。

● 安全性等の配慮

容器包装の安全性及び機能性等に配慮することが求められます。

● 容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握

容器包装を用いた量並びに実施した取組及びその効果を適切に把握することが求められます。

● 関係者との連携

取組を効果的に行うために、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮することが求められます。

(6) 容器包装多量利用事業者の義務

指定容器包装利用事業者のうち、当該年度の前年度において用いた容器包装（紙・段ボール・プラスチック製容器包装及びその他の容器包装の合計）の量が50トン以上である事業者（容器包装多量利用事業者）は、前年度に用いた容器包装の量及びその使用原単位等を算出し、毎年度、6月末日までに定期報告書にこれらの量を記入し、提出することが義務付けられています。

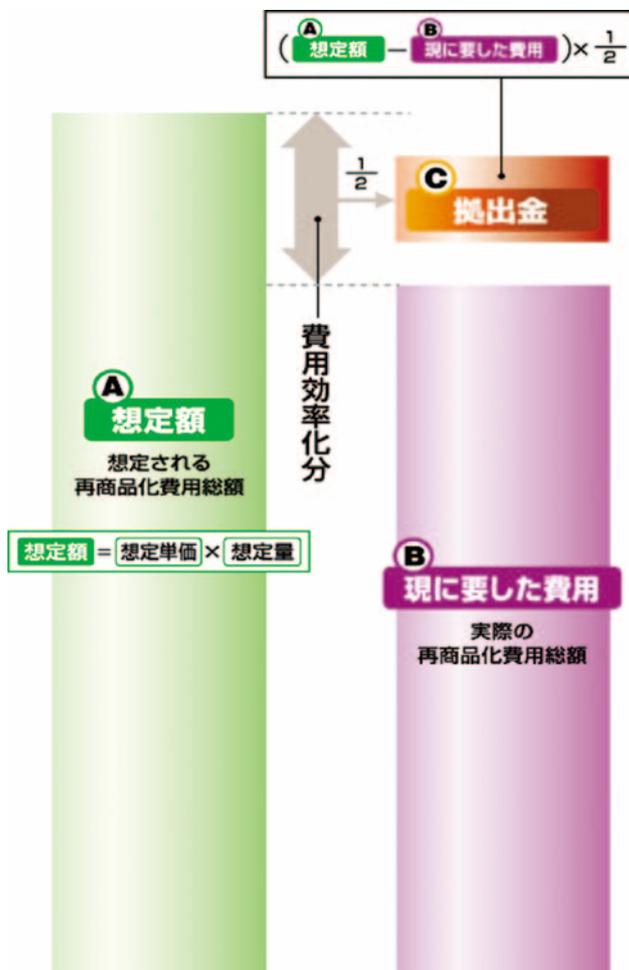
(7) 市町村への資金拠出

改正法により導入され、平成 20 年度から施行された新制度に、「市町村への資金拠出」があります。

これは、改正「容リ法」10 条の 2 に基づくもので、市民・市町村と特定事業者が連携して、リサイクルの効率化や社会的コストの低減を図ろうという目的で導入されました。

リサイクルに見込まれている総額の想定額からその年度に引き取った分に実際にかかった実績額を引き、「費用効率化分」が生じた場合、その 1/2 を市町村による貢献として「合理化拠出金」が支払われます。

図-II-15



出典：「市町村への資金拠出制度について」（(公財) 日本容器包装リサイクル協会）

図-II-16 リサイクル（再商品化）3つのルート

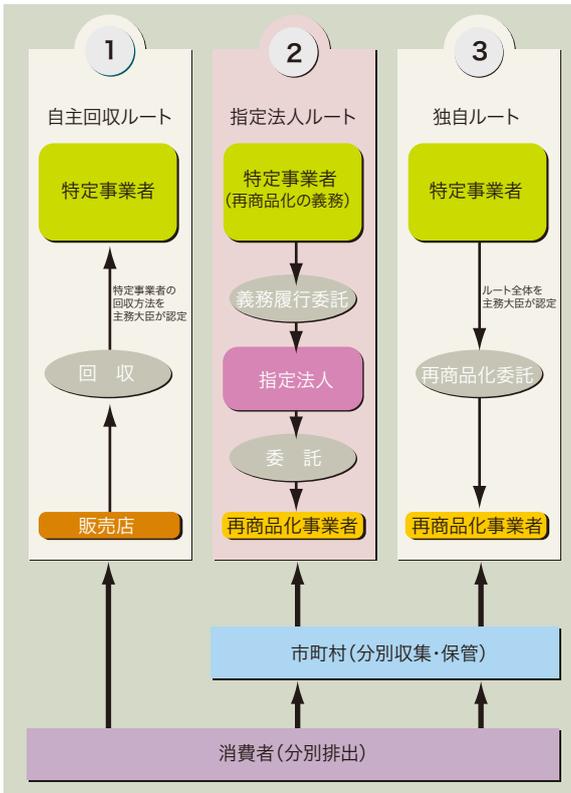


図-II-17 容器包装リサイクル法のスキーム(指定法人ルート)

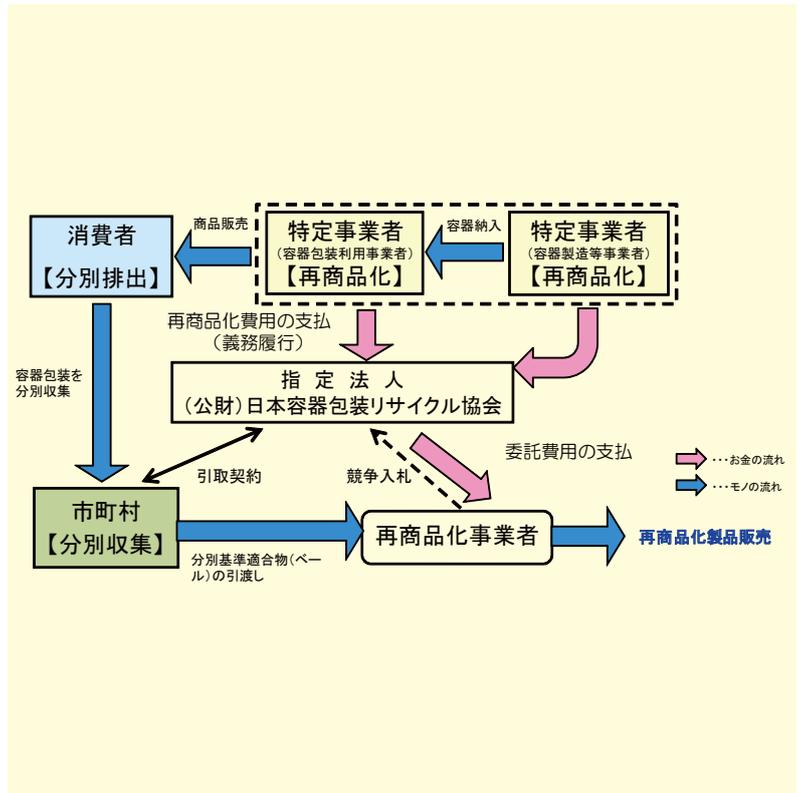


図-II-18 再商品化義務の対象となっている容器包装廃棄物のリサイクルの方法

| 種類 | リサイクル方法 | リサイクル製品の利用例 |
|---------------------------|---|---|
| ガラス製容器 | カレット化 | <ul style="list-style-type: none"> ●ガラス製容器 ●建築・土木材料など |
| PET ボトル | ペレット化等 ポリエステル原料化 | <ul style="list-style-type: none"> ●繊維 ●シート ●PET ボトルなど |
| 紙製容器包装 | 製紙原料選別 + 燃料化 古紙再生ボード 古紙破碎繊維物等の製造 + 燃料化 | <ul style="list-style-type: none"> ●板紙 ●建築材料 ●固形燃料など |
| プラスチック製容器包装 発泡スチロールトレイ | プラスチック製品等原料化 油 化 高炉還元剤化 ガス 化 コークス炉化学原料化 固形燃料等の燃料化(注) | <ul style="list-style-type: none"> ●擬木、パレットなどのプラスチック製品 ●工業用原材料 ●固形燃料など |

(注)その他の手法では円滑な再商品化の実施に支障が生じる場合に緊急避難的、補完的に利用。

※なお、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールについても、容器包装リサイクル法の対象となる容器ですが、現在は、リサイクル(再商品化)の義務が生じていません。

●リサイクルの現状

容器包装リサイクル法に基づき再商品化義務の対象となっている容器包装廃棄物の分別収集を実施する市町村の割合は、各品目とも着実に増加し、近年は横ばいで推移しています（図-Ⅱ-19）。

ペットボトルについては、平成24年度の分別収集量が299千トンと、平成23年度と比較して微増しています（図-Ⅱ-20）。市町村が分別収集したペットボトルの再商品化量は289千トン（図-Ⅱ-21）で、そのうち指定法人ルートによる再商品化製品販売量は

155千トン（図-Ⅱ-22(d)）でした。

また、平成12年度から対象品目として追加された紙製容器包装およびプラスチック製容器包装は、平成24年度における分別収集量がそれぞれ89千トン、727千トン（図-Ⅱ-20）であり、再商品化量はそれぞれ83千トン、686千トン（図-Ⅱ-21）で、そのうち指定法人ルートによる再商品化製品販売量はそれぞれ24千トン、434千トン（図-Ⅱ-22(e)(f)）でした。

図-Ⅱ-19 分別収集実施市町村の割合

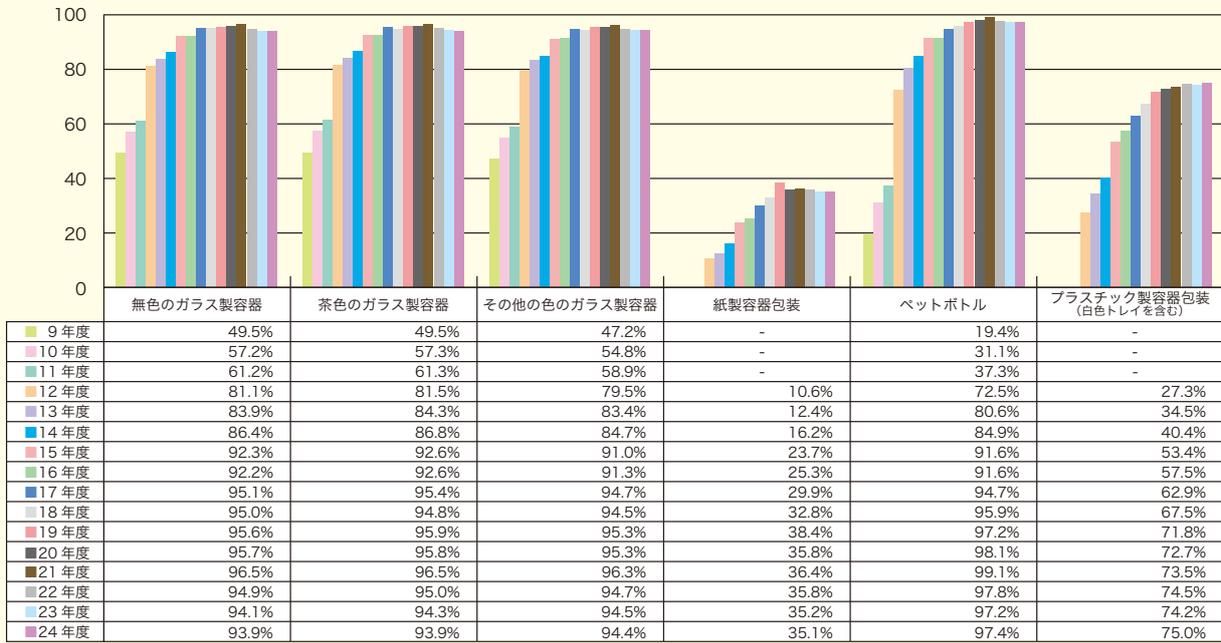


図-Ⅱ-20 分別収集量 ※市町村独自処理量を含む

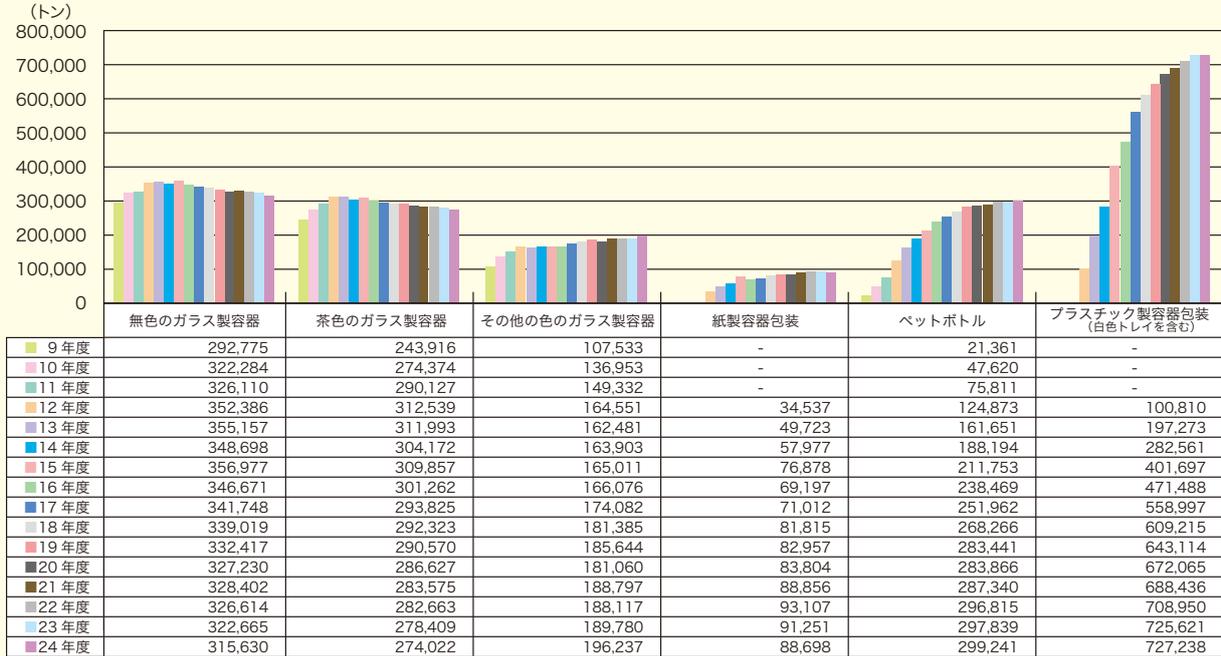
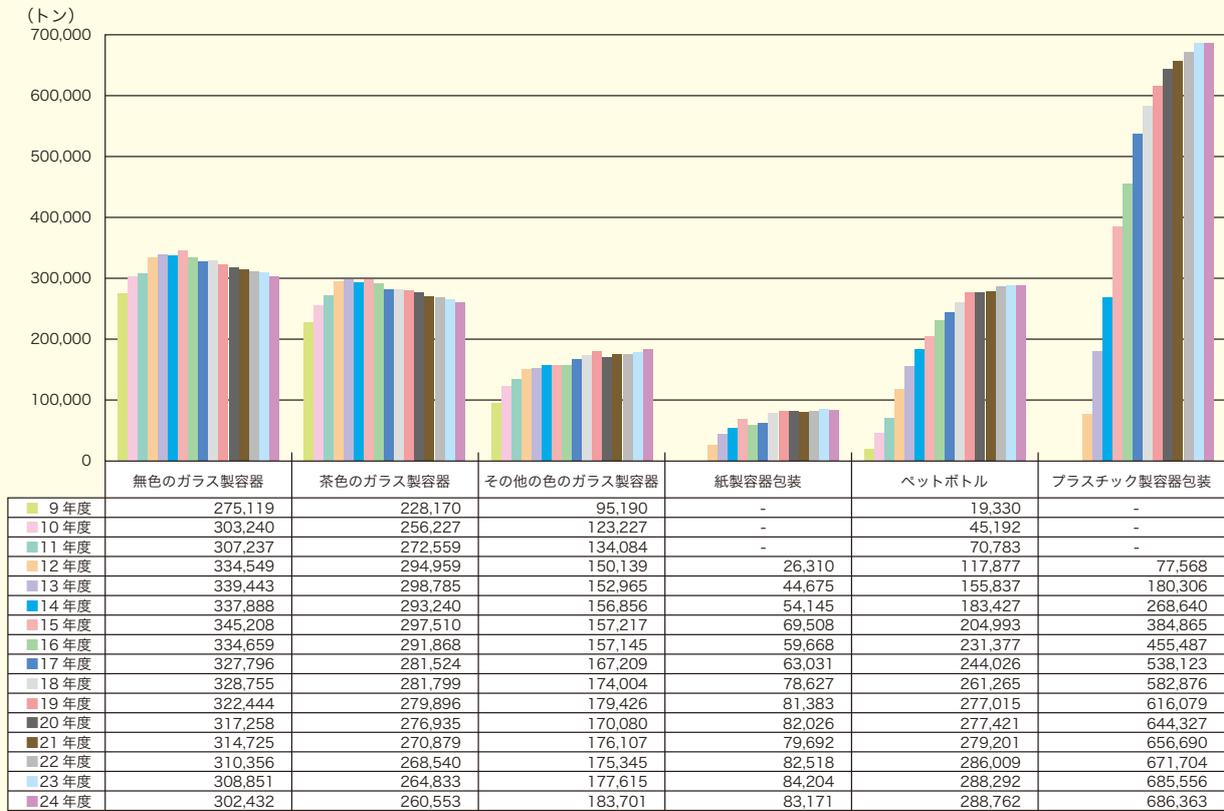


図-II-21 再商品化量 ※市町村独自処理量を含む

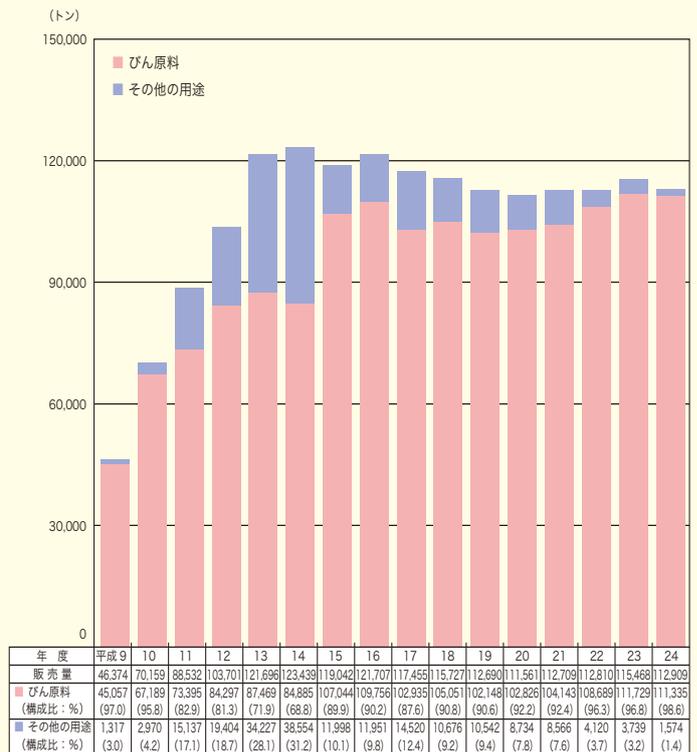
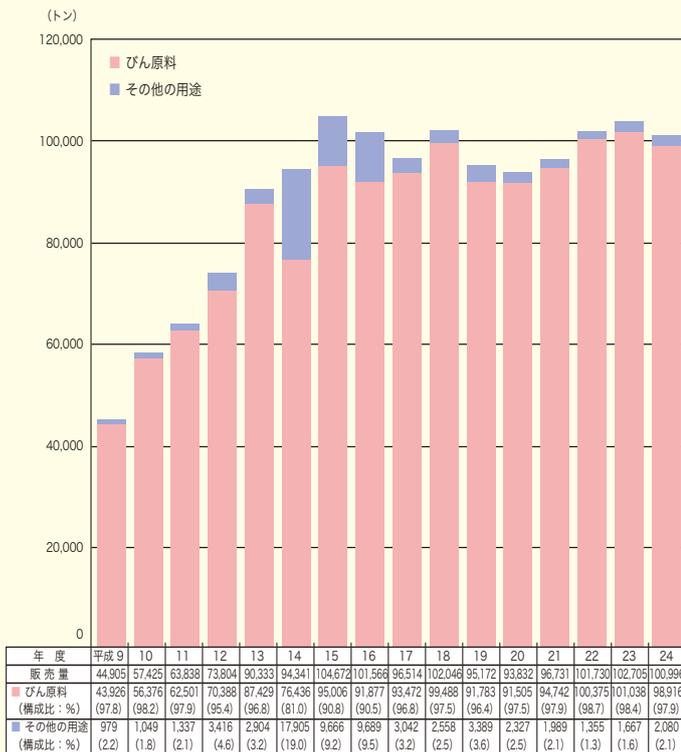


(出典：環境省「平成24年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(平成26年5月26日)」)

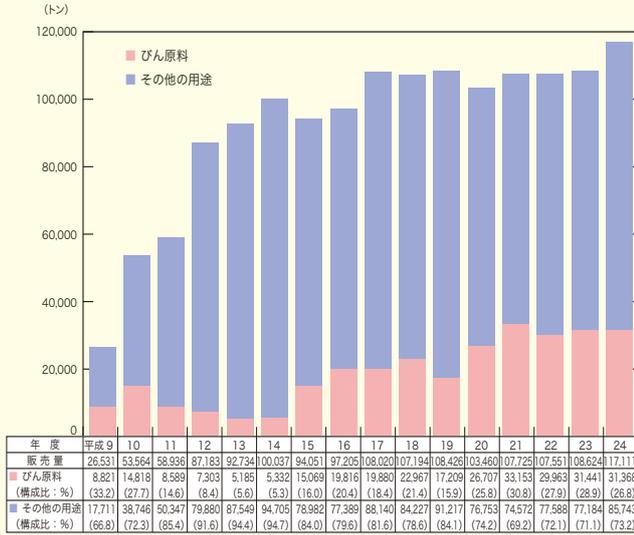
図-II-22 指定法人ルートによる再商品化製品販売量と再商品化製品の用途の推移

(a) 無色のガラス製容器

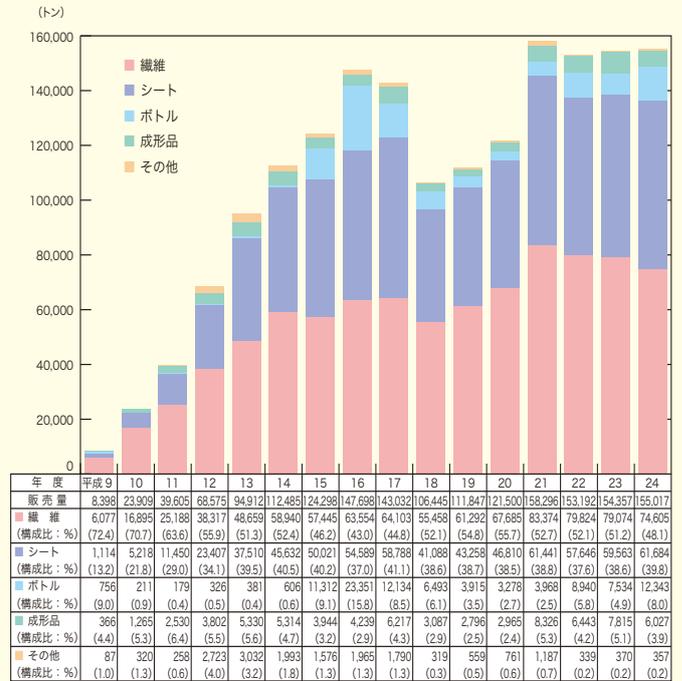
(b) 茶色のガラス製容器



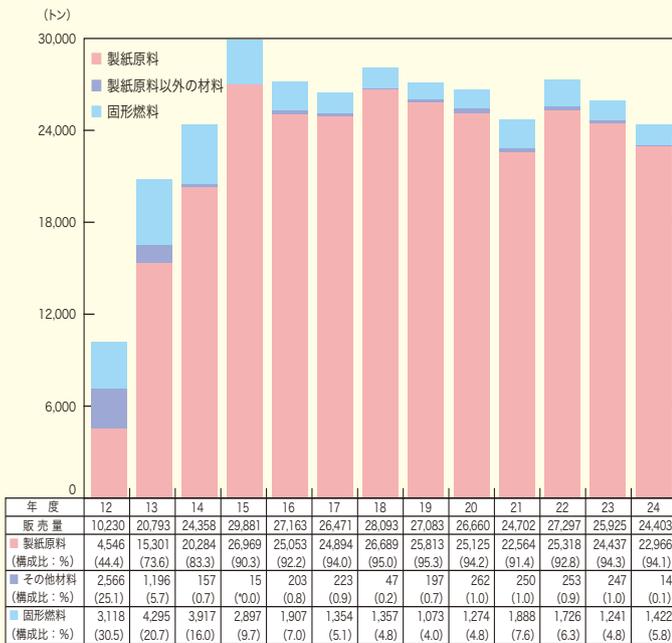
(c) その他の色のガラス製容器



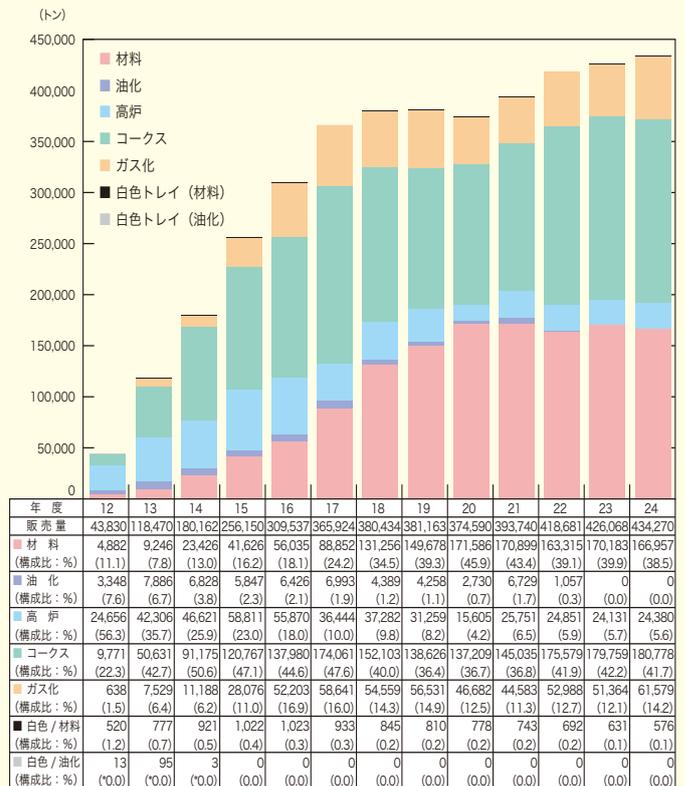
(d) PETボトル



(e) 紙製容器包装



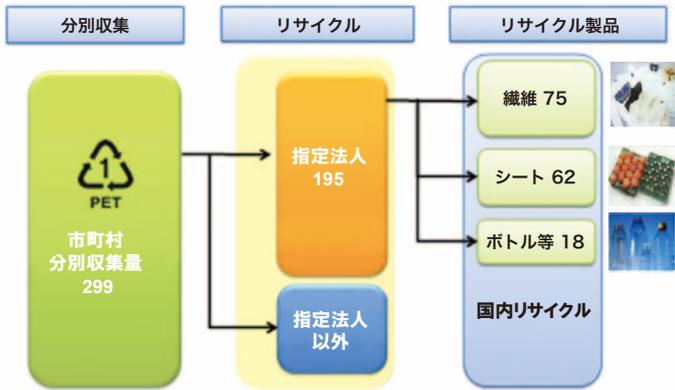
(f) プラスチック製容器包装



※実数が小数点3桁以下となるが「0.0%」とする

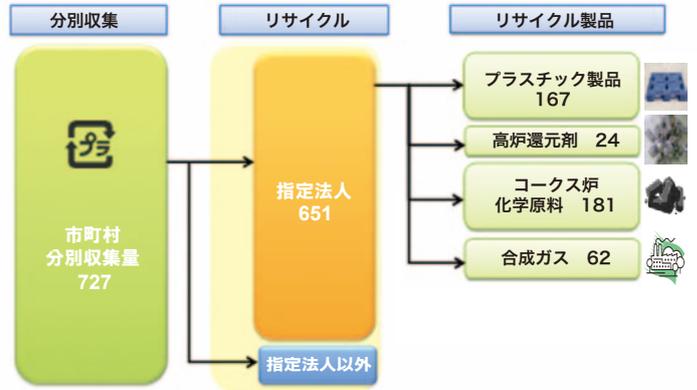
出所：(公財) 日本容器包装リサイクル協会 HP より経済産業省作成

図-II-23 ペットボトルの回収・再商品化の流れ(平成24年度)
(単位:千トン)



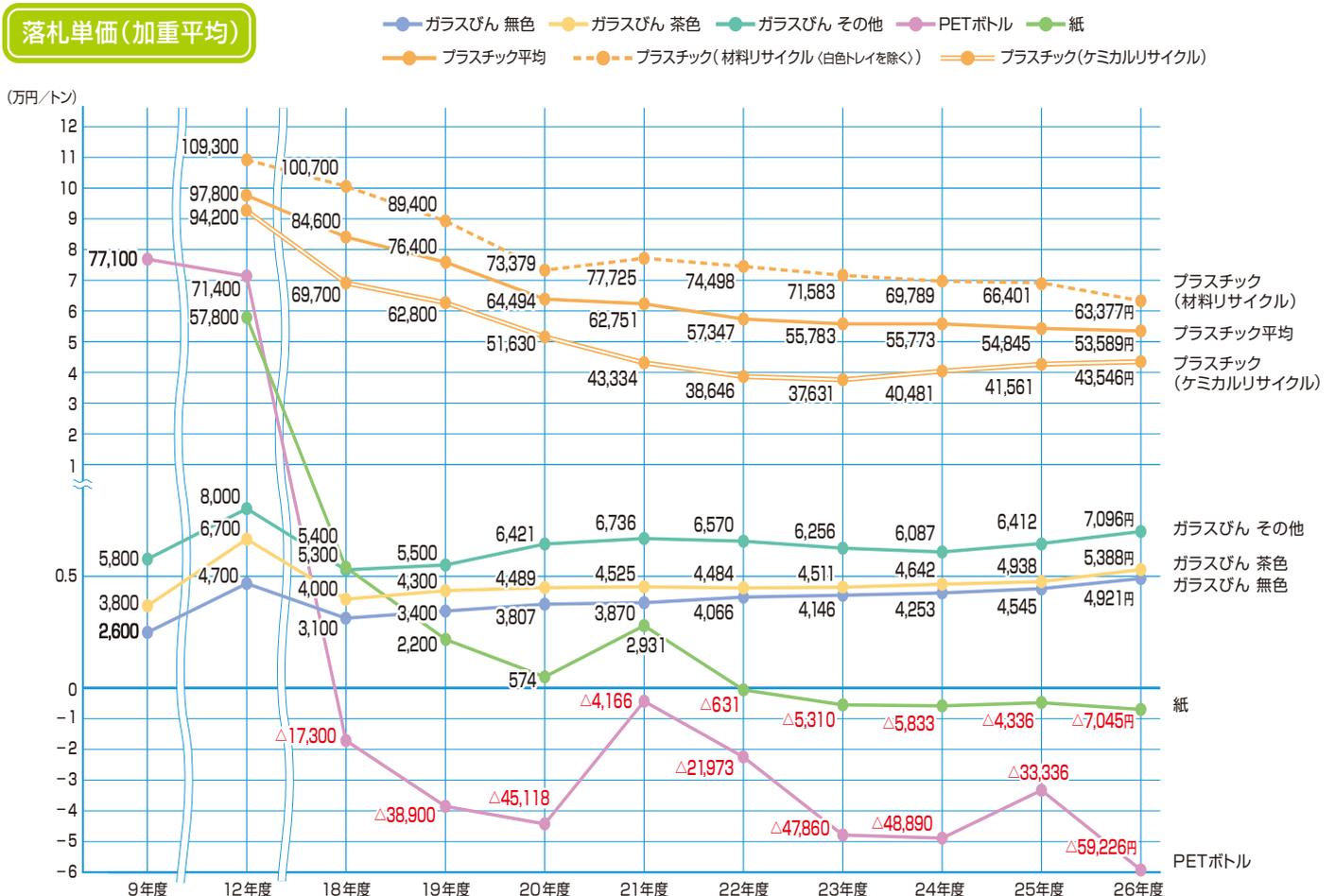
出所:(公財)日本容器包装リサイクル協会HPデータより経済産業省作成

図-II-24 プラスチック製容器包装の回収・再商品化の流れ(平成24年度)
(単位:千トン)



出所:(公財)日本容器包装リサイクル協会HPデータより経済産業省作成

図-II-25 再商品化事業者による落札価格(加重平均)・推移



出所:(公財)日本容器包装リサイクル協会HPデータより経済産業省作成

※平成26年3月31日現在。平成26年度PETボトルの単価は上期分です。
 ※平成20年度のPETボトルは期中追加加入札が実施されたが、落札単価は平成20年3月31日契約時点のものです。
 ※平成9～25年度は消費税5%込みの単価で、平成26年度は消費税8%込みの単価です。